第５　定款の変更
アセットの定款の一部を別表６－２「定款変更表（新藤アセット㈱）」記載のとおり変更する。
第６　解散
１　アセットは、更生計画認可決定日をもって解散する。
２　アセットの清算人に、以下の者を選任する。
清算人　田中　規幸（住所：長野県東御市県532番地３）
３　清算人の任期は、清算の結了までとする。
４　管財人は、更生計画に基づいて、会社の財産の管理・処分、公租公課の納付、一般更生債権者に対する弁済、その他更生計画の遂行並びに会社の清算に必要な業務を行う。
５　現役員は、更生計画認可決定日に、全て退任する。
第８章　その他の必要的記載事項について
会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に規定する事項は存在しない。
別表１ないし６－２　省略

東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第３１０号
東京都昭島市昭和町３―18―６
再生債務者　佐野　勝信
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第５５４号
東京都江戸川区東葛西６―14―３―502
再生債務者　中村　　歩
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年11月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第４７６号
東京都文京区向丘１―７―14　吉田方
再生債務者　武田　周憲
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第４８３号
東京都渋谷区恵比寿西１―33―18―503、住民票上の住所東京都墨田区吾妻橋２―３―１―601
再生債務者　石井　秀一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第３３９号
大阪府吹田市片山町１丁目１番1906号
再生債務者　深川　大佑（旧氏名深川亨）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第４７１号
埼玉県さいたま市中央区大戸１―９―10―205
再生債務者　岸　　佑至
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第５０９号
東京都品川区東大井３―７―８―402
再生債務者　高安　　彰
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第５８２号
東京都江戸川区中央２―８―23
再生債務者　磯谷　尚司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第６１８号
東京都三鷹市下連雀３―12―８―703
再生債務者　鈴木　進一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第４５６号
大阪市東淀川区菅原４丁目４番28―704号
再生債務者　城野　一幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第１０号
宮城県東松島市小松字鷹の池158番地２
再生債務者　日野森美由紀
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月４日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

平成２４年（再イ）第１５１号
神奈川県藤沢市大鋸３丁目７番21号
再生債務者　武石　　等
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月４日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１７５号
横浜市港北区大曽根１丁目15番８号
再生債務者　佐藤　廣充
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月４日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第７１号
北九州市八幡西区金剛３丁目16番10号
再生債務者　吉光　広宣
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月４日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部